令和7年度 労働問題総合対策セミナー

<u>無料</u>
ハラスメント対応セミナー第3弾(詳細対応構築)

カスハラを含むハラスメント の 防 止 と 対 応

企業で発生する5大ハラスメント







パワハラ

カスハラ

セクハラ



マタハラ



パタハラ

パワハラ事件で最高の1億5千万円の 調停金支払いを決定(令和7年9月9日東京地裁)

日時: 令和7年12月4日(木) 13:30 ~ 17:00

会場: 岡谷鋼機名古屋公会堂 名古屋市昭和区鶴舞1-1-3

インターネット受講も可能です

主催愛知県下各労働基準協会

愛知·名北·名古屋南·名古屋東·名古屋西·豊橋·岡崎·一宮·半田·刈谷·豊田·瀬戸·津島·江南·西尾 労働基準協会

●ご 案 内

ハラスメントをめぐる労使紛争が増加しております。また、精神障害の労災支 給決定は、ハラスメントを原因とするものが、全体の4割以上を占めており、認 定基準にカスタマーハラスメントが加えられてからはその増加は顕著で、令和 6年度の支給決定件数は、過去最高の1,055件となりました。

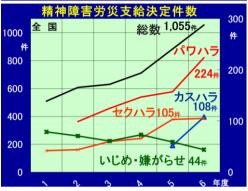
そんな中、改正労働施策総合推進法により、カスハラ対策が今後企業の義務となります。加えて、令和7年9月には、パワハラでは過去最高の1億5千万円の調停金を企業が支払う決定が、東京地裁にてなされました。

労働基準協会ではハラスメント対策を労働最大の課題と捉え、令和7年度にホップ・ステップ・ジャンプの3つの大きなセミナーを開催します。

9月26日の労働重要問題対応セミナーでは、第1弾ホップ(課題把握)として、 労務管理部門No.1弁護士の石嵜先生に講演いただきました。11月18日のカス ハラ義務化緊急対応緊急説明会では、第2弾ステップ(義務・対策把握)として、 行政・弁護士・労働基準協会関連事業の解説と労働劇を上演します。

今般、第3弾ジャンプ(詳細対策構築)として、弁護士、社会保険労務士、企業経営者から具体的対策を聴く、令和7年度労働問題総合対策セミナーを開催します。 ぜひとも多くの皆様にご参加いただきますようご案内申し上げます。





野良犬の

パワハラ事件で最高の1億5千万円の調停金支払いを決定(令和7年9月9日東京地裁)

東京の化粧品メーカー勤務の新入社員の女性が自殺したのは、社長のパワハラが原因だと遺族が訴えたのに対し、 東京地方裁判所は調停の結果、社長のパワハラが自殺につながったことを認め、会社側が責任を認めて謝罪し、1億 5000万円を支払うとすることを決定した。決定には、社長が辞任するという異例の内容も盛り込まれ、双方が異議申し 立てをせず確定し。社長は退任した。

女性は2021年4月に同社に入社し、同年の12月に社長との面談で長時間にわたって「大人をなめるなよ」などと叱責され、2022年1月にうつ病と診断されて休職し、半年の休職期間満了で同社を退職扱いとされた。その後同年8月に、自殺を図り、意識が戻らないまま2023年10月に25歳で亡くなり、2024年5月には労災認定もされている。

日 時: 令和7年12月4日(木) 午後1時30分~午後5時

会 場: 岡谷鋼機名古屋公会堂 4階ホール

名古屋市昭和区鶴舞1-1-3

対 象: 経営者、労務人事·安全衛生部門責任者·担当者

労働関係団体役職員、社会保険労務士等労働専門家 等

参加方式:会場参加 または インターネット視聴

会費:無料 定員:会場参加は200名 ポンターネット受講は 定員はありません。

●セミナーの内容

総括テーマ: カスハラを含むハラスメントの防止と対策

開会挨拶

津島労働基準監督署長 杉江弘樹 氏

特別講演

テーマ: カスハラ等のハラスメントをめぐる裁判事例

講師: 宮澤俊夫法律事務所 代表弁護士 宮澤俊夫 氏

パネルディスカッション



●インターネット視聴について

- ・会場開催日の10日後より 視 聴が可能です。
- ・視聴パスワードと視聴の手順は、視聴開始日までにお知らせします。
- ・視聴可能期間は10日間です。



テーマ: カスハラ等のハラスメントをめぐるトラブルの防止と対応

1. ハラスメントの現状 2. ハラスメントに関する法的義務と具体的な防止・対応策について

パネリスト

宮澤俊夫 氏

宮澤俊夫法律事務所 代表弁護士 愛知労働局労災法務専門員 元名古屋法務局訟務部付検事

【発言要旨】

- 1. ハラスメント発生・問題化の背景
- 2. 企業責任を問われない有効な対策
- 3. 弁護士としての提言



【プロフィール】金沢大学法学部を卒業し司法試験合格。東京地方検察庁検事に任官し、昭和63年に名古屋法務局訟務部付検事を最後に退官。企業法務を多く手掛け、ち密な解説には定評がある。愛知労働局労災法務専門員・公共調達監視委員会委員長、愛知県仕事と生活の調和推進事業検証委員会委員長、愛知県雇用労働相談センター代表弁護士、愛知県弁護士会民事弁護委員等要職を歴任。

松下操乐

まつした社労士事務所・株式会社 K izuki 特定社会保険労務士・産業カウンセラー

【発言要旨】

- 1. ハラスメント問題の現状
- 2. 各関係法の義務と防止・対応の有効策
- 3. 社会保険労務士としての提言



【プロフィール】人事労務の相談業務を行い、幅広い業種を対象としたハラスメント、メンタルヘルスの企業研修講師を担う。愛知県下各労働基準協会が企業が行うべき労働者からのハラスメント相談等を代行する、勤労者労働総合相談センターのセンター長を務める。また、労働者健康福祉機構 愛知産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策促進員として企業支援を行う。具体的で分かりやすい講演には定評がある。

畔柳雅宏 氏

岡崎信用金庫 副理事長

【発言要旨】

- 1. ハラスメントの相談状況と課題
- 2. わが社の防止・対応対策
- 3. 企業経営者としての提言

【企業プロフィール】岡崎市に本店を置く大手信用金庫。愛知県および中部地方で最大規模の信用金庫で、全国においても第3位の預金量を誇る。愛知県全域と静岡県湖西市を営業地域としており、支店や出張所などは101店舗。1924年に前身の岡崎信用組合を設立し、昨年度創業100周年を迎えた。基本方針は「当金庫は地元産業の発展と社会の繁栄に真心をもって奉仕する」。畔柳副理事長は岡崎労働基準協会の会長



阿津地 稔

一般社団法人 名古屋南労働基準協会 専務理事・事務局長

【発言要旨】

- 1. 労働基準協会のハラスメント相談状況
- 2. 労働基準協会のハラスメント防止事業
- 3. 労働基準協会の役割

【ハラスメント防止に関する労働基準協会の事業】1. 対策無料セミナーの開催 2. 協会報による情報提供 3. 無料相談室の開設 4. 防止研修(年5回)、相談担当者研修(年3回)の開催 5. 企業出張研修の実施(年16回) 6.研修用DVDの販売、無料貸出 7. 防止対策総合サポート事業(関連社会保険労務士法人にて実施) 勤労者労働総合相談センターによる相談代行、初期コンサルティング、社員研修、発生時調査・対応等



コーディネーター

市之瀬 高 司

一般社団法人名北労働基準協会副会長・専務理事特定社会保険労務士・RSTトレーナー

【プロフィール】法人役員として会務を統括し、事業を企画・推進

し、年間100回近い講習会等の講師を担当し、企業の労働相談を行う。社会保険労務士受験対策講座の主任講師として講座運営と講義を担当し、毎年数多くの受講 生を合格に導く。労働基準協会の関連社会保険労務士法人の代表社員を兼務。

閉会挨拶

西尾 労働基準協会 専務理事 事務局長



柵木清孝

岡谷鋼機名古屋公会堂

4階 ホール 名古屋市昭和区鶴舞1-1-3

TEL:052-731-7191

【交通アクセス】

- ●地下鉄鶴舞線「鶴舞駅」 下車4番出口 徒歩2分
- ●市バス「鶴舞公園前」 下車 徒歩3分

●JR中央線「鶴舞駅」



FAX番号がある場合は必ず 下車 徒歩2分 FAX番号をご入力いただきお申込ください。



ı	申記	ン要領 下記申込書を管轄協会までFAXでお送りいただくか、上記QRコードから名北協会ホームページよりお申込み下さい。 開催日一週間前までに開催案内をお送りいたします。															
				名	称					所 在 地	電話番号	FAX番号	対象地区				
	(公	`社)愛	知労	労 働	基	準協	会	〒 460−0008	名古屋市中区栄2-9-26	(052)221-1438	(052)204-1268	愛知県以外の区域				
	(一社)名北労働基準協会 〒462-8575								〒462−8575	名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/ 小牧市				
	(一社)名古屋南労働基準協会 〒455-0014									名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区				
	名古屋東労働基準協会〒456-0022							会	〒456−0022	名古屋市熱田区横田1丁目11ー6 フジ神宮ビル8階	(052)890-4466	(052)890-4477	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町				
	名	名古屋西労働基準協会〒450-000						会	〒450−0003	名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市 /西春日井郡				
	豊	橋	労	働	基	準	協	会	〒440−0874	豊橋市東松山町19	(0532)54-2131	(0532)54–2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/ 田原市/北設楽郡				
申	岡	崎	労	働	基	準	協	会	〒444−0831	岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡				
込	_	宮	労	働	基	準	協	会	〒491-0044	ー宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市				
先	(–	(一社)半田労働基準協会 〒475-090							〒475−0902	半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/ 知多郡				
	(–	- 社	ĮIK (谷労	労 働	基	準協	会	〒448−0853	刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21–6366	刈谷/碧南/安城/知立/ 高浜市				
	豊	田	労	働	基	準	協	会	〒471−0826	豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市				
	瀬	戸	労	働	基	準	協	会	〒489−0805	瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内			瀬戸/尾張旭/長久手市				
	津	島	労	働	基	準	協	会	〒496−0044	津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/ 海部郡				
	江	南	労	働	基	準	協	会	〒483−8164	江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡				
	西	尾	労	働	基	準	協	会	〒445−0062	西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市				
								•	V 151 00			-					

₫	耳尾	労	働	基	準	協	会	₹44	5-0062		1年巾 1田ビノ							(05	563)5	6-0	244 (0563	3)56-	-0244	西尾	市				
	·和7年	F12)	月4日	3 開作	崔		5	<u> </u>	訪問	題	総	合	対	策(セミ	<u>ミナ</u>		•	申	Ιį	<u> </u>		E	申込日] 4	令和	:	年 月		日
	申込	協会	•										労働	基準 [·]	協会	会	員	番	号									名北労働。 のみご記。 (郵送時封	基準 しくだ · 筒に	為会員 さい。 記載)
	事業	場名	l													T E	- n	E n a	i	ī	()			_	-		
	所名	E地		₹												F ※看	号 があ	A る場合) 合は必須		()			_	_		
		,	氏		名	i				Ī	听属 音	水署	•職名	3		受詞	構区	分	〇を付	けして	てくださ	±い		בֿ:	連絡	先		事第	内	容
受講者名														会	場	·1	・インターネッ			,	□受講者 □打 ※担当者 部署名									
		- \					: 40).		・ 人同セ申はも頂いた葉羽への巫護孝次料並がに護				(N)~3# 可					インターオ				氏名		1m > 4-	1	労働者数		4		